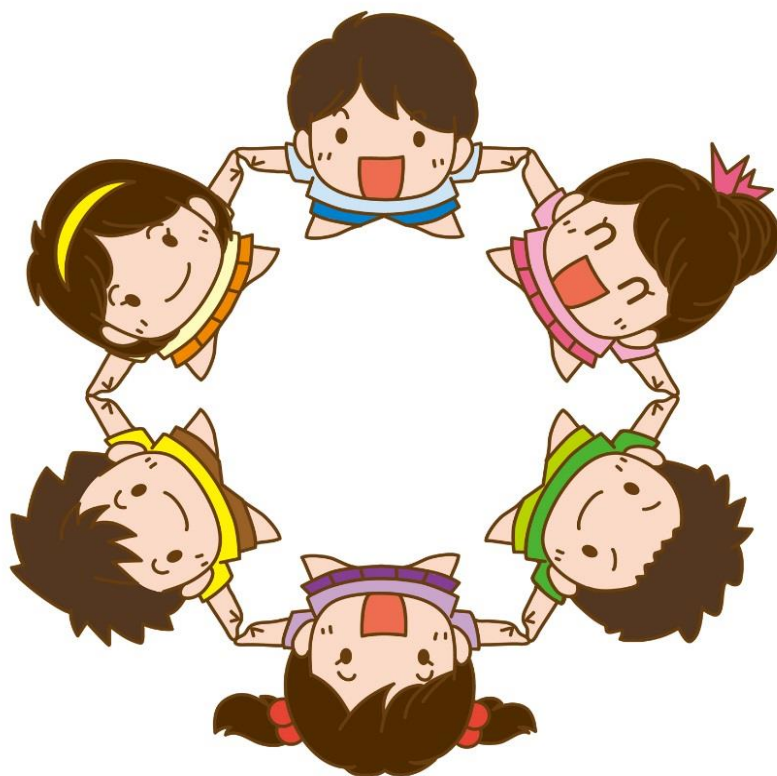


いじめを　しない させない 長池小

いじめ防止基本方針



八王子市立長池小学校

いじめ対策委員会

令和7年5月

1. 「いじめ」とは

①いじめの定義（文部科学省「いじめ防止対策推進法」平成25年10月）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

②いじめの態様（いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のこと。）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、傷つくことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・傷つくことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や傷つくことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・その他



（注）いじめかいかじめでないかは、判断が非常に難しいものもある。大切なことは、それらを明確にすることよりもいじめにつながる可能性があるかと判断した事例すべてに対して、適切に対応すること。

2. 長池小「いじめ問題に対する基本方針」

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底します。

3. 長池小「いじめ防止」に向けての主な取り組み

（1）人権教育・道徳教育等の充実

- ①人権感覚を磨き、自他の生命や心を尊重し合い、学校全体でいじめを絶対に許さない取り組みを進めます。
- ②教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行います。
- ③コミュニケーション能力を高める活動やたてわり班活動をはじめとする異年齢交流、体験を重視した教育活動を推進し、温かい人間関係を醸成するとともに、自主的・自発的に行動する力を育成します。
- ④児童会における活動や「ふれあい月間」におけるクラスごとのスローガンづくり等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的行います。
- ⑤家庭や地域と連携して思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進します。

⑥「いじめの防止等の基本的な方針と取組内容」を作成し、本校の取り組みを分かりやすく保護者や地域に発信していきます。

⑦SOSの出し方に関する教育を計画的に行います。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

①学校及び学校の教職員は、児童の相談及び訴えに正面から向き合います。

②子ども見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努めます。(年度当初に説明)

③学校いじめ対策委員会

【構成】校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援教室専門員
スクールカウンセラー・(担任)・(スクールソーシャルワーカー)

※学校運営協議会との連携

週に1回(金曜日)のいじめ対策委員会を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行います。また、必要があるときにはすぐに臨時のいじめ対策委員会を開き、早期解決を図ります。

いじめ対策委員会の時間と併せて「子どもと向き合う時間」を設定し、児童とじっくりと向き合い、心のケアや学習面の状況把握・相談・指導等をして参ります。

④「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施します。

⑤スクールカウンセラーによる相談活動を充実させます。

⑥教職員の研修として、いじめ防止研修を年3回実施します。削除

4. 早期解決に向けての取り組み

対応の流れ	学校
1. いじめの発見(認知) 2. 報告(憶測を入れない、事実のみ)	○担任、教職員、保護者、本人からの情報、訴え ○発見者及び認知者はすぐに主任、主幹、管理職へ報告 <u>※臨時のいじめ対策委員会を開く。</u>
3. 事実確認と情報収集及び 関係保護者への連絡	○被害の子供、加害の子供からの聞き取り ○他の子供、教職員からの情報収集 ※話しやすい人や場所等の配慮、複数の教職員で聞き取り、情報提供者の秘密を守る ○加害の子供、観衆・傍観者への指導 ○主任、主幹、管理職へ報告、対応の検討 ○被害の子供の保護者へ連絡 ○加害の子供の保護者へ連絡
4. 問題状況の把握と指導・ 支援のための校内体制の策定	○管理職による問題状況の把握 ○校内組織における担当、指導・支援体制の共通認識 ○いじめ対策委員会での今後の対応の確認
5. 関係諸機関との連携	○関係諸機関(警察・児童相談所・子ども家庭支援センター、少年センター、SSW等)とも連携を図る

※八王子市の学校いじめ対策委員会議事録等を活用し、教育委員会と連携していじめ防止に努めます。

※八王子市のいじめ対応フローチャートを活用し早期解決を図ります。

5. 「いじめ」発見のためのチェックポイント

いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることが最大のポイントです。学校でも子供が発するサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）を見逃さないよう、努めていきます。ぜひご家庭でも、ここに示しているチェックポイントを参考に、いじめの早期発見の取り組みを行ってみてください。もし子供が発するサインに気付かれたら、すぐに学校へご連絡・ご相談ください。ご協力よろしくお願いいたします。

家庭や地域 での 表情・態度	☐ 挨拶をしても返さない。 ☐ 笑顔がなく沈んでいる。 ☐ ぼんやりとしていることが多い。 ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 ☐ 表情がさえず、ふさぎ込み元気がない。 ☐ 周りの様子を気にし、おずおずとする。 ☐ 感情の起伏が激しい。 ☐ いつも一人で過ごしている。 
身体・服装	☐ 身体に原因不明の傷などがある。 ☐ けがの原因をあいまいにする。 ☐ 顔色が悪く、活気がない。 ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 ☐ 寝不足で顔がむくんでいる。 ☐ 服が汚れたり、破けたりしている。 ☐ 服に靴の跡が付いている。
持ち物・金銭	☐ かばんや筆箱等が隠される。 ☐ 教科書やノートに落書きがある。 ☐ 靴や上履きが隠されたりいたずらされたりする。 ☐ 必要以上のお金を持っている。 ☐ 「なくした」「落とした」などと言うことが多い。
言葉・行動	☐ 他の子供から、言葉かけを全くされていない。 ☐ いつも一人でいたり、泣いていたりする。 ☐ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 ☐ 家から金品を持ち出す。 ☐ 携帯電話やスマートフォンに連絡が入るが出ない。 ☐ 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、不安な表情を浮かべる。
遊び・ 友達関係	☐ 友達から不快に思う呼び方をされている。 ☐ 付き合う友達が急に変わり、大人が友達のことを聞くと嫌がる。 ☐ 友達から笑われたり、冷やかされたりする。 ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。 ☐ プロレスごっこなどにいつも参加させられている。 ☐ よくけんかが起こる ☐ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
教員との関係	☐ 教員の話をしなくなる。 ☐ 教員と関わろうとしない、避けようとする。

